

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】	4
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】	5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

世界体操競技選手権大会及び世界新体操選手権大会を円滑に実施するため、市民文化スポーツ局に世界体操・新体操選手権推進室を新設することにしました。

この規則は、令和2年11月16日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第68号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条市民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室の項の次に次のように加える。

世界体操・新体操選手権推進室

第3条市民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室の項の次に次のように加える。

世界体操・新体操選手権推進室

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 世界体操競技選手権大会に関すること。
- (3) 世界新体操選手権大会に関すること。

第7条中「国際スポーツ大会推進室次長」の次に「、世界体操・新体操選手権推進室次長」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月16日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

国際スポーツ大会推進室	国際スポーツ大会推進室次長
-------------	---------------

」を

「

国際スポーツ大会推進室	国際スポーツ大会推進室次長
世界体操・新体操選手権推進室	世界体操・新体操選手権推進室次長

」に

改める。

北九州市公告第761号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年11月12日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
家庭ごみ収集用指定袋 835万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月27日
- 4 落札者の名称及び住所
プラテック株式会社
福岡市博多区金の隈三丁目6番22号
- 5 落札金額
3,583万850円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年9月16日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市訓令第15号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年11月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の部長の欄中「国際スポーツ大会推進室長」を「国際スポーツ大会
推進室長 世界体操・新体操
選手権推進室長」に改め、同表の課長の欄中「国際スポーツ大会推進室次長」

を「国際スポーツ大会推進室次長 世界体操・新体操選手権推進室次長」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年11月16日から施行する。